「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
	1 1127 /

意見項目

意見内容

1. 超高速ブロードバンド 基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における 基盤整備の在り方につ いてどのように考える か。 ①未整備エリア(約10%の世帯)への設備構築には、現整備済エリアの世帯当たりの構築費用を大幅に上回ることが予想され、企業単独での整備では一律的なサービスレベルの維持が困難、②都市部を主体とした現整備エリアの超高速ブロードバンド利用率がまだ約30%であり、整備のみ100%優先よりもサービスを含めた利用率アップをまず図るべき、③低廉な設備構築に向けたさらなる技術開発が必要、を勘案し国主導によるIR Uに基づく段階的な構築を進めるべきと考える。また、構築だけIRUでなく、将来の保守・運用を含めたIRUスキ

また、構築だけIRUでなく、将来の保守・運用を含めたIRUスキームの整備も必要と考える。

2. 超高速ブロードバンド の利用率(約30%)を 向上させるためには、低 廉な料金で利用可能と なるように、事業者間の 公正競争を一層活性化 することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように 考えるか。

低廉な料金は利用率向上の1施策となると思う。ただし、公正競争のさらなる活性化による料金低廉化が、設備保有事業者を不利にするような条件での2種事業者への設備貸出ルールとすることは避けるべきである。今後、超高速ブロードバンドは、現行のPOTSにとって代わり、ますます利用内容が高度化し、求められるサービス品質はさらに厳しいものになってくることから、保守・運用は今以上に重要となり設備保有事業者の事業健全性が大きな要因となると思う。

超高速ブロードバンドを提供できるインフラは重要な役割を持つ 位置づけとなることから、保守・運用を全国一律に担保できるノ ウハウと実績がある事業者かつ国益に貢献できる安定した事 業者が設備保有すべきと考える。